

## 高千穂町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1.取組目的

本町では、高千穂町建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化を促進するため、所有者に対して耐震性に関する意識の向上に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や支援制度の充実など必要な施策を講ずることとしております。

そこで、高千穂町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、個別訪問等による所有者への積極的な普及啓発を行います。

## 2.位置づけ

アクションプログラムは高千穂町建築物耐震改修促進計画に位置付ける。

## 3.対象区域、対象建築物の設定

対象区域：高千穂町全域

対象建築物：昭和56年5月以前に建築された木造住宅（平屋又は2階建て）

## 4.取組期間

本プログラムの取組期間は、下記のとおりとします。

取組期間：2019年度～2023年度（5年間）

| 年度    | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 戸別訪問等 |      |      |      |      |      |

## 5.令和4年度取組内容

## (1) 戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

① 広報誌や回覧板で、訪問による戸別相談の希望者を募集し、耐震化の必要性和補助制度の説明を行う。

② 個別訪問はリーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

③ 訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）を記録・整理する。

## (2) 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

① 耐震診断の結果報告時に、耐震改修について説明する。

② 耐震診断後に耐震改修を行ったかどうか把握できていない住宅所有者に対して、ダイレクトメールにより耐震改修を促す。

(3) 改修事業者等へ技術向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

①建築士会と連携して、事業者育成講習会の案内。

(4) 耐震化の必要性に係る周知・普及

①広報誌において、耐震改修の必要性を周知する。(年2回程度)

②耐震補助のリーフレットを作成・配布する。

③住民対象とした説明会を実施する。

#### 6.令和4年度目標

|          | 件数   | 予算額(千円) |
|----------|------|---------|
| 耐震診断     | 1戸   | 130     |
| 耐震改修     | 1戸   | 1,000   |
| ダイレクトメール | 150件 | —       |

#### 8.前年度までの実績

| 年度     | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3  | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|----|
| 耐震診断   | 1   | 5   | 3   | 0   | 0  | 0  | 1   | 10 |
| 実績(千円) | 60  | 300 | 180 | —   | —  | —  | 128 | —  |
| 耐震改修   | 0   | 1   | 1   | 0   | 0  | 0  | 1   | 3  |
| 実績(千円) |     | 831 | 450 | —   | —  | —  | 600 | —  |

#### 7.自己評価

(1) 前年度(令和3年度)の取組実績

- ・町ホームページに補助制度の内容を掲載した。
- ・相談者1名に対し戸別訪問を実施。補助内容の説明を行った。(令和4年度に実施予定。)
- ・平成30年度及び令和元年度の耐震出前講座参加者8名にダイレクトメールを送付。  
3名から問合せがあった。

(2) 前年度(令和3年度)の課題

- ・コロナ禍により、戸別訪問と説明会の開催が十分に出来なかった。
- ・ダイレクトメールの件数を増やす。

(3) 改善策

- ・住宅所有者に対して、ダイレクトメールの送付を実施目標150件
- ・コロナ禍によりイベント等での周知が実施出来ないため、町広報誌やテレビ高千穂等で補助制度を積極的にPRする。